

## 本市外郭団体「(福) 横浜市社会福祉協議機会」の 「経営改革に関する方針」について

本市では、平成 21 年 3 月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行っており、本年 9 月 9 日には、先行して審議を行っていた 13 団体についての提言をいただきました。

先日、提言をいただいた 13 団体のうち、12 団体について、本市としての経営改革に関する方針を決定しましたので、このうち「(福) 横浜市社会福祉協議会」に関する方針について御報告します。

### 1 方針の概要

#### (1) 団体分類(※)

##### 「事業等の再整理が必要な団体」

###### 方向性

社会福祉法に基づき設置される団体であり、地域福祉の推進と社会福祉事業を実施する団体として、引き続き経営努力を続けながら、地域の福祉課題解決に向けた支援、福祉保健人材の育成、施設の運営等を行う。

※団体分類は、以下の 4 つの分類から、団体ごとに決定しています。

- ①廃止の検討が必要な団体
- ②民間主体の運営が望ましい団体
- ③事業等の再整理が必要な団体
- ④引き続き経営努力が必要な団体

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①団体の役割(公益的使命、市の関与の見直し)

地域の福祉課題等を把握し、区社協等の関係機関と連携を図って、小地域支援を行います。

##### ②財務改善(市の財政支援)

経常収支差額を改善し、長期借入金の削減による自己資本比率の向上を図ります。

##### ③人事組織(市の人的支援)

人材育成計画に基づいて固有職員の育成を推進し、管理職への登用をさらに進めます。

### 2 今後のスケジュール(予定)

今後、「具体的な取組内容」に基づき、市と団体の共通の経営目標となる「次期協約(期間: 平成 23~25 年度)」の策定に向け、団体と協約項目や目標値(数値目標等)、スケジュールなどの協議を進めます。

なお、次期協約は、本年度末を目処に策定します。

### 3 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況

#### (1) 審議回数

3 回(第 10 回委員会(平成 21 年 12 月開催)・第 14 回委員会(平成 22 年 4 月開催)・第 16 回委員会(平成 22 年 6 月開催))

## (2) 経営改革委員会からの提言内容

団体分類：「事業等の再整理が必要な団体」

小分類：団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。

主な内容：

①実施事業の市民活動主体への移行や、経営の効率化を進めることにより、コーディネート機能の強化や社協が中心的役割を担う基本的事業の充実に経営資源を振り向け、社会福祉活動への住民参加を促進すること。

②役員及び主要管理職ポストを中心として、求められる役割や必要とされる能力などを個別に精査し、組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめること。

## 4 添付資料

(1) 「経営改革に関する方針」((福) 横浜市社会福祉協議会部分)

(2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言 ((福) 横浜市社会福祉協議会部分)

## 【参考】横浜市外郭団体等経営改革委員会について

### (1) 委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営改革委員会設置要綱
委 員	大野 功一 (関東学院大学学長 (経済学部教授)) 【委員長】
	遠藤 淳子 (遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士)
	岡村 勝義 (神奈川大学 経済学部教授)
	丸山 康幸 (フェニックス・シガ・ア・リゾート株式会社 取締役会長)
	山本 安志 (山本安志法律事務所 弁護士)
役 割	1 経営改革に関する方針の検討及び提言に関すること 2 経営改善行動計画、協約の策定に関すること 3 経営改善行動計画、協約の達成状況評価に関すること

### (2) 審議対象団体

時限設置団体などを除く全外郭団体及び(財)横浜市道路建設事業団 (40団体)

※ 市の損失補償が設定されている借入金がある団体のうち、経営状況が比較的厳しいとされる団体や、累積損失を計上する株式会社等の13団体について、先行して審議を行いました。

【横浜市健康福祉局】 団体ごとの経営改革に関する方針

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地	設立	昭和28年2月5日
基本金	3,000千円（うち本市出資額・割合	0千円・	0.0%）
市所管課	健康福祉局 福祉保健課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉を目的とする事業の企画及び実施（地域福祉活動計画及び地域福祉保健計画の推進ほか）</li> <li>社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</li> <li>共同募金事業への協力（共同募金会横浜市支会事務局の運営）</li> <li>権利擁護事業、成年後見事業（横浜生活あんしんセンターの運営ほか）</li> <li>施設受託経営（地域ケアアラザ、社会福祉センター、ウイーリング横浜、横浜あゆみ荘ほか）</li> <li>障害者支援センター事業等</li> </ul>		
市が期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法に規定された公共性の高い団体として、横浜市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化させること。</li> <li>特に地域における地区社協をはじめとした様々な福祉保健活動団体の活性化に伴い、小地域レベルのこれらの団体との協働や支援を推進できるよう区社協の機能強化をすすめること。</li> <li>誰もがいつまでも心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること。</li> </ul>		

方針	事業等の再整理が必要な団体	(協約を締結する・しない)																				
	<p>社会福祉法に基づき設置される団体であり、地域福祉の推進と社会福祉事業を実施する団体として、引き続き経営努力を続けながら、地域の福祉課題解決に向けた支援、福祉保健人材の育成、施設の運営等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、本市と車の両輪となって相互に連携・補完し合いながら事業を推進しています。市社協、区社協、指定管理施設等が相互に機能分担及び連携し、総合的な地域福祉を推進していきます。</li> <li>少子高齢化、単身世帯の増加等により、福祉保健ニーズが複雑化・多様化する中、地域福祉を推進するため、権利擁護の推進や福祉保健人材の育成等を行っていく他、第4次横浜市地域福祉活動計画、市及び区の地域福祉保健計画に基づき、今後さらにコーディネート機能を強化し、地域の方々が地域福祉の担い手かつ受け手となってお互いに支えあえる環境整備や支援を積極的に行って、公的支援を補完する役割が發揮できるよう支援していきます。</li> <li>今後ともこれまで取り組んできた貸付事業の見直し、障害者支援センター部門の統合による効率化、固有職員の人材育成等の経営改善の取組を踏まえ、引き続き経営努力を行って組織全体の機動性、効率性を図っていきます。</li> </ul>																					
【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】																						
事業等の再整理が必要な団体																						
団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。																						
具体的な取組	<p>① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市社協が運営している地域ケアアラザで抱えている課題解決に取り組み、その成果を市内他の地域ケアアラザの運営に活用できるようにしていきます。</li> <li>地域の福祉課題等を把握し、区社協等の関係機関と連携を図って、小地域福祉活動支援を行います。</li> <li>福祉保健人材の育成、確保、定着支援や研修情報の集約を行います。</li> <li>権利擁護事業について、市内全域での公平・公正なサービス提供とサービスの質の向上を図るとともに、成年後見事業については受任の促進、相談支援等、市域の専門機関として機能強化を図ります。</li> <li>障害者後見的支援制度における後見的支援推進法人として、制度の推進・調整・普及啓発等を行います。</li> </ul> <p>② 財務改善（市の財政支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在マイナスとなっている経常収支差額を改善し、長期借入金の削減による自己資本比率の向上を図ります。</li> <li>基金の安定的運用等を進め、自主財源の拡充・活用を図ります。</li> </ul> <p>③ 人事組織（市の人的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成計画に基づいて固有職員の育成を推進し、管理職への登用をさらに進めます。</li> </ul>																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアアラザへの支援強化</li> <li>小地域福祉活動の支援 平成25年度 地域支援アセスメントシート・地区支援記録作成数254地区(100%)</li> <li>福祉保健人材の確保・定着 平成25年度 事業参加者数650人 (平成21年度 事業参加者数482人)</li> <li>権利擁護事業の推進 平成25年度 権利擁護事業契約数450件 (平成21年度 379件)</li> <li>障害者後見的支援制度の推進 平成25年度 12区実施 (平成22年度新規4区実施予定)</li> <li>経常収支差額の改善 平成25年度 収支差額 -32,000千円 (平成21年度 -64,000千円)</li> <li>固有職員の登用</li> </ul>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4次横浜市地域福祉活動計画</td><td>推進</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>次期地域福祉活動計画・地域福祉保健計画の策定(市計画との一体化。H26年から)</td><td></td><td></td><td>市との協議</td><td>→公表</td></tr> <tr> <td>人材育成計画の推進</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> </tbody> </table>			項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降	第4次横浜市地域福祉活動計画	推進			→	次期地域福祉活動計画・地域福祉保健計画の策定(市計画との一体化。H26年から)			市との協議	→公表	人材育成計画の推進			
項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降																		
第4次横浜市地域福祉活動計画	推進			→																		
次期地域福祉活動計画・地域福祉保健計画の策定(市計画との一体化。H26年から)			市との協議	→公表																		
人材育成計画の推進				→																		
スケジュール																						

## 団体ごとの経営改革に関する提言 横浜市外郭団体等経営改革委員会

### 横浜市社会福祉協議会

#### 団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地	(TEL)	201-2096
URL	<a href="http://www.yokohamashakyo.jp">http://www.yokohamashakyo.jp</a>	設立	昭和28年2月5日
代表者	会長 佐々木 寛志	(	平成22年6月1日 就任 )
資本金	3,000 千円 (うち本市出資額・割合	0 千円 •	0.0 % )
主務官庁	横浜市健康福祉局 監査課		
市所管課	健康福祉局 福祉保健課		
設立目的	地域住民の参加を促進し、横浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。		

#### 提言

#### 横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	事業等の再整理が必要な団体 〔小分類：団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。〕
------	---

※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）

#### 経営改革の方向性 ①

実施事業の市民活動主体への移行や、経営の効率化を進めることにより、コーディネート機能の強化や社協が中心的役割を担う基本的事業の充実に経営資源を振り向け、社会福祉活動への住民参加を促進すること。

##### 【補足または条件・整備すべき環境】

- ・ 社協で行っている事業のうち、他の活動主体の運営に移行が可能な事業を洗い出し、移行の時期や必要な環境整備について検討すること。
- ・ 市や県、国、民間事業者等の事業でカバーできない地域の福祉サービスを補完する役割を担う上で、他主体との事業の重複による無駄が生じないよう留意すること。

#### 経営改革の方向性 ②

役員および主要管理職ポストを中心として、求められる役割や必要とされる能力などを個別に精査し、組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめること。

##### 【施策の検討にあたっての考え方】

- ・ ポストの改廃についても検討の対象とする。
- ・ 固有職員や外部専門家など、広い範囲から人材を求める選択肢を検討する。
- ・ ポストに求められる人物像に合わせ、計画的に人材育成を進める。

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・財団法人横浜市在宅障害者援護協会との合併に伴い、管理部門の統合による合理化の余地があることだが、より早期に整理計画を策定・実施すること。
- ・現在の社協の事業のうち、民間主体の運営へ移管可能な事業を具体的に洗い出すなど、市社協のコーディネータ型への移行によるメリット・デメリットについて整理・検討し、あり方に反映させること。
- ・全般的に、事業見直しの検討や実施の仕方について、具体的なスケジュールを明確に定めて行うこと。
- ・社会福祉施設等への資金貸付事業は、一般会計と区分して特別会計とするなど、市民にとって事業実績がわかりやすいものとなるよう早期に改善すること。